倉吉市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の３の２第４項の規定により準用する同法第25条の３第１項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新をし、又は更新をせずその効力を失ったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第３号）第９条の規定により告示する。

令和８年９月30日

倉吉市長　広田 一恭

１　指定の更新をした倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者（12事業者）

指定番号	住所又は所在地	名称	代表者
56	鳥取県倉吉市富海 877 番地	有限会社 あきやま総業	代表取締役 秋山 幸夫
58	鳥取県東伯郡三朝町森 618 番地 9	有限会社 山口設備	代表取締役 山口 輝美
60	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕 1985 番地 1	株式会社 足立水道設備	代表取締役 池上 正浩
62	鳥取県東伯郡北栄町由良宿 551 番地 2	株式会社 ヨシムラ	代表取締役 吉村 博美
64	鳥取県東伯郡琴浦町浦安 444 番地 2	有限会社 西本商会	代表取締役 西本 研一
68	鳥取県鳥取市千代水三丁目 59 番地	株式会社 マツモト工務店	代表取締役 松本 茂樹
71	鳥取県倉吉市宮川町二丁目 48 番地 1	株式会社 クラエー	代表取締役 西村 博文
72	鳥取県倉吉市巌城 690 番地 1	株式会社 吉村興産	代表取締役 吉村 年明
73	鳥取県東伯郡琴浦町逢束 1213 番地 3	有限会社 アイティ設備	代表取締役 池田 豊
74	鳥取県東伯郡湯梨浜町宇野 1962 番地 21	すいどうや くらもと	蔵本 健二
76	鳥取県鳥取市商栄町 122 番地 1	有限会社 第一設備工業	代表取締役 米花 廉友
81	鳥取県倉吉市和田東町 190 番地	大和設備倉吉 株式会社	代表取締役 西川 典衡

２　指定の効力を失った倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者（１事業者）

指定番号	住所又は所在地	名称	代表者
65	鳥取県東伯郡琴浦町浦安 233 番地 16	有限会社 倉光建材店	代表取締役 倉光 公治

３　更新した日又は効力を失った日

令和８年９月30日

４　更新後の指定の有効期限

令和13年９月29日まで